

開発道路に関する占用料等徴収規則別表改正案

改正案				
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	甲地 1,100円	
			乙地 630円	
			丙地 530円	
	第2種電柱	1本につき1年	甲地 1,600円	
			乙地 970円	
			丙地 820円	
	第3種電柱	1本につき1年	甲地 2,200円	
			乙地 1,300円	
			丙地 1,100円	
	第1種電話柱	1本につき1年	甲地 950円	
			乙地 560円	
			丙地 480円	
	第2種電話柱	1本につき1年	甲地 1,500円	
			乙地 900円	
			丙地 760円	
	第3種電話柱	1本につき1年	甲地 2,100円	
			乙地 1,200円	
			丙地 1,000円	
	その他の柱類	1本につき1年	甲地 95円	
			乙地 56円	
丙地 48円				
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	甲地 9円		
		乙地 6円		
		丙地 5円		
地下に設ける電線その他の線類	長さ1mにつき1年	甲地 6円		
		乙地 3円		
		丙地 3円		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	甲地 930円		
		乙地 550円		
		丙地 470円		
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	甲地 570円		
		乙地 340円		
		丙地 290円		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	甲地 1,900円		
		乙地 1,100円		
		丙地 950円		
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	甲地 800円		
		乙地 470円		
		丙地 400円		
広告塔	表示面積1㎡につき1年	甲地 14,000円		
		乙地 2,000円		
		丙地 1,000円		
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	甲地 1,900円		
		乙地 1,100円		
		丙地 950円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 40円	
			乙地 24円	
			丙地 20円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 57円	
			乙地 34円	
			丙地 29円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 85円	
			乙地 51円	
			丙地 43円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 110円	
			乙地 67円	
			丙地 57円	
外径が0.2m以上0.3m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 170円		
		乙地 100円		
		丙地 86円		
外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 230円		
		乙地 130円		
		丙地 110円		
外径が0.4m以上0.7m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 400円		
		乙地 240円		
		丙地 200円		
外径が0.7m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 570円		
		乙地 340円		
		丙地 290円		
外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	甲地 1,100円		
		乙地 670円		
		丙地 570円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.004を乗じて得た額	
			階数が2のもの	AIに0.006を乗じて得た額
				階数が3以上のもの
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	甲地 7,200円	
			乙地 1,000円	
			丙地 510円	
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	甲地 4,300円	
			乙地 600円	
			丙地 310円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	甲地 1,900円	
			乙地 1,100円	
			丙地 950円	
に法掲げ3る2施条設第1項第5号	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.004を乗じて得た額	
			階数が2のもの	AIに0.006を乗じて得た額
				階数が3以上のもの
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	甲地 7,200円	
			乙地 1,000円	
			丙地 510円	
地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	甲地 4,300円		
		乙地 600円		
		丙地 310円		
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	甲地 1,900円		
		乙地 1,100円		
		丙地 950円		
に法掲げ3る2施条設第1項第6号	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1日	甲地 140円	
			乙地 20円	
			丙地 10円	
	その他のもの	表示面積1㎡につき1日	甲地 1,400円	
			乙地 200円	
			丙地 100円	

現行				
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	甲地 2,200円	
			乙地 1,000円	
			丙地 770円	
	第2種電柱	1本につき1年	甲地 3,400円	
			乙地 1,600円	
			丙地 1,200円	
	第3種電柱	1本につき1年	甲地 4,700円	
			乙地 2,200円	
			丙地 1,600円	
	第1種電話柱	1本につき1年	甲地 2,000円	
			乙地 930円	
			丙地 690円	
	第2種電話柱	1本につき1年	甲地 3,200円	
			乙地 1,500円	
			丙地 1,100円	
	第3種電話柱	1本につき1年	甲地 4,500円	
			乙地 2,100円	
			丙地 1,500円	
	その他の柱類	1本につき1年	甲地 150円	
			乙地 72円	
丙地 53円				
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	甲地 20円		
		乙地 10円		
		丙地 7円		
地下に設ける電線その他の線類	長さ1mにつき1年	甲地 10円		
		乙地 5円		
		丙地 4円		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	甲地 1,500円		
		乙地 700円		
		丙地 520円		
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	甲地 1,000円		
		乙地 480円		
		丙地 360円		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	甲地 3,100円		
		乙地 1,400円		
		丙地 1,100円		
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	甲地 1,300円		
		乙地 600円		
		丙地 450円		
広告塔	表示面積1㎡につき1年	甲地 26,000円		
		乙地 4,400円		
		丙地 1,100円		
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	甲地 3,100円		
		乙地 1,400円		
		丙地 1,100円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 100円	
			乙地 48円	
			丙地 36円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 150円	
			乙地 72円	
			丙地 53円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 200円	
			乙地 95円	
			丙地 71円	
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 410円	
			乙地 190円	
			丙地 140円	
外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	甲地 1,000円		
		乙地 480円		
		丙地 360円		
外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	甲地 2,000円		
		乙地 950円		
		丙地 710円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.003を乗じて得た額	
			階数が2のもの	AIに0.005を乗じて得た額
				階数が3以上のもの
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	甲地 17,000円	
			乙地 2,900円	
			丙地 710円	
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	甲地 8,700円	
			乙地 1,500円	
			丙地 360円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	甲地 3,100円	
			乙地 1,400円	
			丙地 1,100円	
に法掲げ3る2施条設第1項第5号	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1日	甲地 260円	
			乙地 44円	
			丙地 11円	
	その他のもの	表示面積1㎡につき1日	甲地 2,600円	
			乙地 440円	
			丙地 110円	
に法掲げ3る2施条設第1項第6号	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1日	甲地 2,600円	
			乙地 440円	
			丙地 110円	
	看板(アーチであるものを除く。)	表示面積1㎡につき1年	甲地 26,000円	
			乙地 4,400円	
			丙地 1,100円	

# 開発道路に関する占用料等徴収規則別表改正案

改正案					
占用物件	単位	占用料			
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月 甲地 1,400円 乙地 200円 丙地 100円		
			その他のもの	表示面積1㎡につき1年 甲地 14,000円 乙地 2,000円 丙地 1,000円	
	標識	1本につき1年		甲地 1,500円 乙地 900円 丙地 760円	
			旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 甲地 140円 乙地 20円 丙地 10円
					その他のもの
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1㎡につき1日 甲地 140円 乙地 20円 丙地 10円	
			その他のもの	その面積1㎡につき1月 甲地 1,400円 乙地 200円 丙地 100円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	甲地 14,000円 乙地 2,000円 丙地 1,000円	
				その他のもの	甲地 7,200円 乙地 1,000円 丙地 510円
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	甲地 1,400円 乙地 200円 丙地 100円	
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			甲地 190円 乙地 110円 丙地 95円	
	びにびに令第7条第7号第6項及び第7号第7項に定める自動車等用施設	建築物	占用面積1㎡につき1年	甲地 AIに0.011を乗じて得た額 乙地 AIに0.014を乗じて得た額 丙地 AIに0.018を乗じて得た額	
その他のもの		甲地 AIに0.008を乗じて得た額 乙地 AIに0.01を乗じて得た額 丙地 AIに0.013を乗じて得た額			
建る8令第7条第7号第7項に定める仮橋架設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	甲地 AIに0.011を乗じて得た額 乙地 AIに0.014を乗じて得た額 丙地 AIに0.018を乗じて得た額		
	その他のもの		AIに0.025を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる器具		甲地 AIに0.011を乗じて得た額 乙地 AIに0.014を乗じて得た額 丙地 AIに0.018を乗じて得た額	AIに0.025を乗じて得た額		
掲げ第1令第10第1号7施設及び第10第1号7施設にび第			甲地 AIに0.011を乗じて得た額 乙地 AIに0.014を乗じて得た額 丙地 AIに0.018を乗じて得た額		
備考 1～6 (略) 7 Aは、近傍類似の土地(令第7条第10号及び第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。 8・9 (略)					

現行				
占用物件	単位	占用料		
令第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき1年	甲地 2,500円 乙地 1,100円 丙地 850円	
			旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの
	その他のもの	1本につき1月 甲地 2,600円 乙地 440円 丙地 110円		
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日 甲地 260円 乙地 44円 丙地 11円	
			その他のもの	その面積1㎡につき1月 甲地 2,600円 乙地 440円 丙地 110円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	甲地 26,000円 乙地 4,400円 丙地 1,100円
				その他のもの
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	甲地 2,600円 乙地 440円 丙地 110円
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			甲地 310円 乙地 140円 丙地 110円
	駐令第7条第7号第6項及び第7号第7項に定める自動車等用施設	建築物	掲げ第1令第10第1号7施設及び第10第1号7施設にび第	階数が1のもの 甲地 AIに0.005を乗じて得た額 乙地 AIに0.006を乗じて得た額 丙地 AIに0.008を乗じて得た額
				階数が2のもの 甲地 AIに0.006を乗じて得た額 乙地 AIに0.009を乗じて得た額 丙地 AIに0.011を乗じて得た額
	掲げ第1令第10第1号7施設及び第10第1号7施設にび第	その他のもの	階数が3のもの 甲地 AIに0.008を乗じて得た額 乙地 AIに0.011を乗じて得た額 丙地 AIに0.015を乗じて得た額	階数が4以上のもの 甲地 AIに0.009を乗じて得た額 乙地 AIに0.013を乗じて得た額 丙地 AIに0.016を乗じて得た額
その他のもの 甲地 AIに0.005を乗じて得た額 乙地 AIに0.006を乗じて得た額 丙地 AIに0.008を乗じて得た額				
令第7条第8号に掲げる器具		甲地 AIに0.018を乗じて得た額	AIに0.018を乗じて得た額	
掲げ第1令第10第1号7施設及び第10第1号7施設にび第			階数が1のもの 甲地 AIに0.005を乗じて得た額 乙地 AIに0.006を乗じて得た額 丙地 AIに0.008を乗じて得た額	
掲げ第1令第10第1号7施設及び第10第1号7施設にび第	上空、トンネルの上又は高速自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が2のもの 甲地 AIに0.006を乗じて得た額 乙地 AIに0.009を乗じて得た額 丙地 AIに0.011を乗じて得た額	階数が3のもの 甲地 AIに0.008を乗じて得た額 乙地 AIに0.011を乗じて得た額 丙地 AIに0.015を乗じて得た額	
			階数が4以上のもの 甲地 AIに0.009を乗じて得た額 乙地 AIに0.013を乗じて得た額 丙地 AIに0.016を乗じて得た額	
その他のもの		AIに0.018を乗じて得た額	AIに0.018を乗じて得た額	
備考 1～6 (略) 7 Aは、近傍類似の土地(令第7条第9号及び第10号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。 8・9 (略)				